



# 外商投資法施行後における外資企業の

**Q** 中国では2020年1月1日より「外商投資法」が施行されました。中国メディアは、同法が中国の外資誘致に良好な役割を果たしていると報道しています。中国政府の統計によると、20年の年間外資利用額は前年比6.2%増の9999億8000万人民币に達しました。中国における外商投資企業は同法にどのような関心を持っていますか？また、20年下半年以降、「外商投資安全審査弁法」などの規定が相次いで公布されていますが、外国投資者はどのように注視していますか？

**A** 「外商投資法」は、外商投資企業の組織形式、組織構造が「会社法」の要求を満たすように要求しており、過渡期を設けています。筆者が参加した上海市外商投資協会主催の「『外商投資法』過渡期」に関する説明会（以下「説明会」という。）を通じて、中国における外商投資企業が同法に高い関心を持っていることが分かりました。この他、外国投資者（以下「外商」という。）は「外商投資安全審査弁法」などの規定に対しても高い関心を持ち、疑問視している側面もあります。全体的に見れば、これらの規定は大多数の外商への実質的なマイナス影響はなく、あまり心配する必要はありません。

## 「外商投資法」の施行および過渡期について

「外商投資法」は内外資一致の原則に基づき、その第31条で「外商投資企業の組織形式、組織機構およびその活動準則は、『中華人民共和国会社法』、『中華人民共和国パートナーシップ企業法』などの法律の規定を適用する」と規定しています。そのため、既存の外商投資企業は20年1月1日以降、「会社法」などの法律と合わない組織形式、組織構造を変更する必要があります。

ただし、同法の規定に基づき、既存の外商投資企業は25年1月1日まで変更しなくても問題はないとされているため、多くの外商投資企業の関心は過渡期およびその関連事項への対応にあり、注目点として下記の3つが挙げられます。

### 1. 変更が必要な事項

筆者が相談を受けた20社以上のうち、ほとんどの企業からは、企業の実情に合わせてどのような事項を過渡期内で変更すべきかとの質問がありました。そこで、関連する法律と変更が必要な事項を表にまとめました。

各変更事項は従来の会社定款内容に係っており、事項の変更と同時に定款を変更する必要があるため、留意すべきです。

### 2. 変更のタイミング

説明会において20%近くの企業から変更のタイミングに関する問い合わせがありました。前述1.で示した事項の変更は、既存の提携モデルの見直しを意味しています。投資者間の意見の対立や利益相反が大きい場合（例えば、中国側が提携関係を終了させ、出資した土地や不動産を回収しようとする場合）は、必然的に多くの時間をかけて協議する必要があるため、過渡期以内に変更を完了するには、できるだけ早く変更作業をスタートさせたほうがよいと思われます。このような特別な状況がない企業は、変更のタイミングを自ら決めることができ

ます。日系企業は23年以降に変更を開始するなど、少し遅い時点で変更をスタートさせても問題はありません。その時点では、他の企業の変更状況や現地当局の実務対応も参考にすることができます。

### 3. その他の注目点

前述の変更必須事項に関するものではありませんが、定款変更に関する注目点として下記の2つが挙げられます。

#### ① 投資総額の変更は必要か。

「外商投資法」および「会社法」のいずれも外商投資企業の投資総額に言及していないため、説明会において半数以上の企業から質問がありました。「外商投資法」の施行に伴い従来の投資総額に関する規定が廃止されたということはありませんので、登録資本金が投資総額に占める割合に基づき投資総額を確定しなければなりません。実務においては、投資総額は奨励類別企業の輸入関税減免優遇にしか影響せず、その実効性は大幅に低下しています。

#### ② 払込出資比率で利益配当をしなくても問題ないのか。

「会社法」では、株主間に別途約束がある場合を除き、株主は払込出資比率によって利益を配当すると規定しています。少数の企業からは、外商投資企業も株主の合意をもって一方の投資者に多く配当することができるのかという質問がありました。また、従来の法律制度に従って締結した合併契約、合作契約または定款において、既に出資比率によって配当されないと定めている場合、保留できるか否かの疑問が出されました。

旧法に基づく既存の分配規定については、「会社法」に沿ってなくても、「外商投資法実施条例」の規定により履行の継続が明示されているため、保留することができます。ただし、新たに設立された外商投資企業の株主がその一方に多くの利益分配を約定できるかどうかについては、実務では非常に慎重に扱われ、税務当局や現地の外貨管理部門の見解により決

# 主な注目点

上海里格【リーグ】法律事務所 首席パートナー 弁護士 安 翊青  
 上海里格【リーグ】法律事務所 副所長 シニアパートナー 弁護士 張 磊

表 「外商投資法」の関連法と変更が必要な事項

事項	中外合弁企業	中外合作企業	外商独資企業	備考
組織形態	変更する必要なし	会社制でない中外合作企業は変更する必要があり、会社制の中外合作企業は変更する必要はない。	変更する必要なし	従来の「中外合作経営企業法」の規定によると、中外合作企業は非法人の企業、すなわちパートナーシップ企業に相応する。これらの企業は「外商投資法」に基づいて外商投資パートナーシップ企業へ変更する必要がある。
最高権力機構	変更する必要あり	変更する必要あり	変更する必要なし	2006年に改正された「会社法」において、外商独資企業が同法に基づいて株主会を最高権力機構として設置することが要請されているため、今回は変更する必要はない。下記に示した「変更する必要なし」の事項は基本的に当該事由からであり、説明を省略する。 中外合弁企業または中外合作企業は、董事会が最高権力機構であるため、株主会を最高権力機構として設置する必要がある。
董事会の職権	変更する必要あり	変更する必要あり	変更する必要なし	株主会を最高権力機構として増設する必要がある。中外合弁企業、中外合作企業は、法に基づいて株主会を設置すると共に、董事会の職権を変更し、定款変更などの株主会に帰属すべき職権を董事会の職権から削除する必要がある。
董事・監事の選任	変更する必要あり	変更する必要あり	一部の企業は変更する必要あり	従来の中外合弁企業、中外合作企業の董事、監事は合弁各方または合作各方がそれぞれ任命するが、「会社法」に基づいて株主会により選任されることへ変更する必要がある。実務において、一部の外商独資企業も株主が董事・監事を委任すると定めているため、変更する必要がある。
重大事項の採決	変更しなくてもよい	変更しなくてもよい	変更する必要なし	従来の法律では、中外合弁企業、中外合作企業が重大事項（定款変更、解散、増資・減資、合併分割）を採決する際に、董事会会議の全会一致で採決されなければならないと規定している。「会社法」は3分の2以上の議決権を有する株主の同意により採択してよいと定めている。よって、重大事項の採決においては、全会一致での採決のままで良いが、会社法に基づいて3分の2以上の多数決へ変更することもできる。
積立金の引き当て	変更する必要あり	変更する必要あり	一部の企業は変更する必要あり	従来の法律では、中外合弁企業、中外合作企業が3つの基金、すなわち準備基金、企業発展基金、従業員奨励および福利基金を積み立てることと規定していたが、実務において、ごく一部の外商独資企業しか当該3基金の積み立てを行っていない。 「会社法」が法定積立金、任意積立金しか規定していないため、上記3基金の積立は法的根拠に欠けており、変更する必要がある。

弁法」があります。そのため、一部の企業からも中国は外資参入を制限する、あるいは規制を強化するのかわという質問がありました。

筆者は、これらの規定は確かに一部の外資に影響を及ぼしていますが、その影響は限定的だと考えています。まず、このような規定の対象は非常に明白であり、ほとんどの企業や投資プロジェクトは対象になっていません。例えば、「信頼できない実体のリストに関する規定」では、中国の国家主権、安全、発展利益を損なったり、中国企業に対して差別的な措置を取ったりすることが基準原則とされていますが、これに該当する企業は非常に少数です。

次に、このような規定の実行にあたり、政府はかなり慎重な態度を取っています。例えば、11年から外資による国内企業買収に関する安全審査が実施され始めましたが、現在になっても承認されな

定されます。

## 20年以降に公布された外資関連規定に関する疑問点

ますます複雑化してきている国際経済・政治環境に対応するための規定として、中国政府により20年9月に公布された「信頼できない実体のリストに関する規定」、20年末から21年1月までの間に公布された「外国の法律および措置による不当な域外適用を遮断する弁法」および「外商投資安全審査

ったケースはありません。

したがって、これらの規定は中国政府の外資誘致の全体的な方向性や立場の変化を示しているわけではありません。実際、3月に開催された中国两会（全国人民代表大会と中国人民政治協商会議）で採択された「国民経済・社会発展第14次五カ年計画と2035年までの長期目標要綱」においても、「外資」に言及している部分はいずれも開放の奨励、外資投資の奨励、外資の公平な保護を主旨としています。